

## 「OFFICE DE YASAI」サービス利用規約

株式会社 KOMPEITO（以下「当社」という）が提供する「OFFICE DE YASAI」サービス（以下「本サービス」という）の利用者（以下「利用者」という）は、本サービスの利用及び申込みにつき、本「OFFICE DE YASAI」サービス利用規約（以下「本利用規約」という）に従うものとする。

### 第1条（本サービスの提供）

当社は、本サービス、すなわち、本利用規約の定めに従って、利用者の従業員又は本配送場所（第3条に定義する）において利用者の業務に従事する者（以下、まとめて「従業員等」という）が、当社の提供する商品（以下「本商品」という）を利用者の福利厚生の一環として消費することを目的として、本商品を利用者に販売・配送するサービスを提供し、利用者は第7条に従って、本サービスの利用料金の対価（以下「本サービス利用料金」という）を支払う。

なお、本サービスを以下のように定義する。

- 1 「オフィスでやさい」、「オフィスでごはん」など複数のプランを提供する。
- 2 「本商品」の配達/配送義務
- 3 「オフィスでやさい」プランを申込んだ利用者の「従業員等」が支払った料金の集金代行業務
- 4 「オフィスでやさい」プランの「本商品」の回収代行業務

上記3、4については利用者の選択による申込みとする。

### 第2条（本サービスの利用申込み）

- 1 利用者は、当社が別途定める「OFFICE DE YASAI お申込みフォーム」（以下「本サービス利用申込フォーム」といいます）に必要事項を入力し、利用者が本サービス利用申込フォームの申込ボタンを押下することにより、本サービスの利用を申込みものとする（以下「本利用申込み」という）。
- 2 前項の定めに従った本利用申込みに対する当社による承諾は、**Email**にて、本利用申込みを承諾した旨通知する方法により行う（以下、本項に定める承諾により成立する、本利用規約に従った契約を「本契約」という）。
- 3 利用者は、本サービス利用申込フォームに入力した内容に変更が生じた場合には、速やかに当社に通知するものとする。
- 4 申込時に予め決められた初期導入費用を初月の支払い時に支払うものとする。

### 第3条（本利用申込みの取り消し）

当社は、以下の各号の定める場合は、本利用申込みを取り消すことができるものとする。

- 1 本サービス利用申込書に「お届け先」として記載された配送場所（以下「本配送場所」という）が、当社が別途定める本サービスの利用区域外である場合
- 2 当社が、本配送場所において本冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器（次条に定義する）の設置及び保守をすることが困難であると判断した場合
- 3 本利用申込み以前に、当社に対する不法行為があった場合

- 4 本サービス利用申込フォームに入力された内容を含め、本サービスを申し込む際に利用者が当社に伝えた内容に、真実と異なる記載がある場合、又は重大な記載漏れがある場合
- 5 利用者が国外に在住している場合
- 6 利用者が第 17 条に違反する者である場合
- 7 利用者に公序良俗に反する行為、又はそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為が認められる場合
- 8 その他、本契約を継続しがたい重大な事由が利用者中存在する等、当社が利用者による本サービスの利用を不相当と判断する場合

#### 第 4 条（本冷蔵冷凍庫などの機材の設置等）

- 1 当社は、本契約成立後速やかに、利用者に対し、本商品を保管するための冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器を無料で貸し出すものとし、利用者は、当社から本サービスの提供を受けるにあたり、事前に冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器を本配送場所内に設置し正常に作動させなければならない。
- 2 利用者は、冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器について、以下の条件（以下「本設置条件」という）を満たす場所に設置、作動しなければならない。
  - (1) 直射日光の当たらない場所であること
  - (2) 電源を確保することができる場所であり、冷蔵冷凍庫などの機材を常時正常に作動させていること
  - (3) 設置面が平坦であり、本冷蔵冷凍庫などの機材の転倒のおそれがなく、また扉が自動的に開くおそれがない場所であること
  - (4) 清潔な環境が保てる場所であること空調設備の直下を含む、他の熱源に近接した場所でないこと
  - (5) 湿気又は水気の多くない場所であること
  - (6) 本冷蔵冷凍庫などの機材の回りに 10 cm 以上のスペースが空けることができる場所であること(10 cm 以上空けなければならない)
- 3 当社が、冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器の設置、作動について、本設置・作動条件を満たしていないと判断する場合は、当社は、利用者に対し、冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器の設置改善又は移動を要求することができ、利用者はこれに従わなければならない。
- 4 冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器が本設置・作動条件を満たしていない場合（前項の定めに基づく、当社による冷蔵冷凍庫などの機材と専用什器の設置改善又は移動の要求に利用者が従わない場合も含む）、当社は、本商品の配送を含め、本サービスの提供を停止できるものとする。但し、その際の本サービス利用料金は通常通り発生する。
- 5 冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器が故障その他の事由により正常な状態で使用することができなくなった場合（以下「故障等」という）、利用者は速やかにその旨当社に通知し、電源プラグを抜くなど必要な対応に協力するものとする。修理に費用を要する場合、当社は当社の費用をもって、速やかに冷蔵冷凍庫などの機材を交換又は修理する。但し、故障等が利用者の故意又は過失による場合（本設置条件を満たしていない場所に設置すること、本商品の保管以外の目的で使用することを含むが、これらに限られない）は、利用者が修理費用又は交換費用（交換の際に要する廃棄費用を含

めた一切の費用)を負担するものとする。

- 6 本契約が終了した場合、利用者は、冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器を梱包の上速やかに当社に返却しなければならない。引き取りは当社が実施するものとし、引き取り日を確定次第、利用者へ連絡し、引き取りにかかる運搬費は当社で負担するものとする。又、利用者の事情(オフィスの移転、リフォーム等)により冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器の移動に費用を要する場合も利用者が負担するものとする。

#### 第4条の2(本集金箱の設置)

- 1 当社は、本契約成立後速やかに、利用者に対し、本サービス利用料金を回収するための集金箱(以下「本集金箱」という)を貸し出すものとし、利用者は、当社から本サービスの提供を受けるにあたり、事前に本集金箱を、本冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器と近接する場所に設置しなければならない。
- 2 本集金箱のレンタル料は無料とする。
- 3 本配送場所に本集金箱が設置されていない場合、当社は、本商品の配送を含め、本サービスの提供を停止することができる。また、この場合、当社は、当社の判断により本集金箱を本配送場所内の適切な場所に設置することができるものとする。
- 4 前条4項及び6項は、本集金箱の場合にも準用する。

#### 第5条(本商品の配送・回収)

- 1 当社は、利用者と予め決定した日に、当社が指定する本商品をあらかじめ当社と利用者の取り決めにより算出された数量、本配送場所に配送し、本冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器に本商品を納めるものとする。
- 2 利用者は本サービス利用申込み時に希望した場合に限り、当社は本条一項の定めに従って新規に本商品を配送した際、前回以前に納品した本商品を確認し、当社品質管理基準に準じないものが残っていた場合、当社はこれを利用者にとって回収するものとする。但し、利用者と当社間において合意された場合は、この回収方法に限らない。
- 3 利用者は本サービス利用申込み時に希望した場合に限り、当社は本条一項の定めに従って新規に本商品を配送した際、本集金箱内の現金を利用者に代わって回収するものとする。但し、利用者と当社間において合意された場合は、この回収方法に限らない。
- 4 利用者は、本商品が明らかに傷んでいる等、消費することが適切でないと考えられる場合に限り、本商品を自ら廃棄することができる。その場合、利用者は、当社に対し、事前又は事後に、本商品を廃棄する旨を連絡するものとする(当該本商品の写真撮影が望ましい)。本項に従って廃棄された本商品については、事象発生日と同月内に代替品の納品が可能な場合には代替品が納品されるものとし、当該代替品は請求に含まれる。代替品の納品が翌月に跨る場合には代替品の納品はされないものとし、当該代替品の請求は行われぬものとする。
- 5 サービス提供開始時期が月途中の場合、本商品をあらかじめ当社と利用者の取り決めにより算出された数量を当社は配送する。
- 6 商品補充時に瑕疵が発見された場合など、本商品をあらかじめ当社と利用者の取り決めにより算出さ

れた数量を下回る事象が生じた場合、1ヶ月以内に代替品を納品するものとする。なお、代替品の納品の有無については、第4項を参照。

- 7 台風や降雪、大地震などサービス提供が困難な場合、当社の判断により利用者へ連絡の上でサービスの提供を一時的に休止することができるものとする。それにより納品数量に不足が生じた場合の代替品の納入の有無については、第4項を参照。またサービス再開までの間、当社は利用者に、すでに配送された本商品の管理の協力を依頼することがある。その際、利用者はできる限りの協力をするものとする。
- 8 利用者は当社と予め決定した日に納品・回収への対応ができない場合は、2週間以上前に当社にその旨連絡するものとする。当社は指定した場所に商品を配達したにも関わらず、利用者が連絡なく留守などの場合は、冷蔵冷凍庫などの機材や専用什器への納品および回収は行わないものとする。それにより納品数量に不足が生じたとしても本サービス利用料金を通常通り請求できるものとする。
- 9 利用者のビル停電などで冷蔵冷凍庫などの機材を常時稼働できない場合は2週間以上前に当社にその旨メールまたは電話にて連絡するものとする。また、冷蔵商品については冷蔵庫の停止が実施される前には常温保存が可能な商品を除く全ての商品は当社で回収・処分をするものとする。その際、回収・処分された商品についての代替品および請求からの減算等を行わないものとする。あらかじめ連絡がない場合の処分については利用者自身で商品の処分を行い処分数を当社に報告するなど協力をするものとする。
- 10 祝日や利用者の休業などにより、利用者と予め決定した日にサービス提供ができない場合、当社は配送する本商品の種類、および配送数量を調整できるものとする。

#### 第6条（本商品の単価および買取）

本商品の単価については、各商品ごとに当社が別途定め、これを利用者に交付するものとする。

なお、当社が納品した商品について利用者は原則買取りを行い、請求内容に反映されるものとする。

#### 第6条の2（従業員等による本商品の消費）

- 1 利用者は、従業員等に対し、本商品を消費する際には、前条に従い利用者に交付される本商品に応じた金額を、本集金箱およびそれに代替する電子決済などの手段で納めなければならないことを周知徹底させなければならない。
- 2 利用者は、従業員等その他本設置場所において本商品を消費する者に、本商品の単価について周知協力の上、従業員等からの集金に務めるものとする。

#### 第7条（本サービス利用料金の支払い）

- 1 本サービス利用料金とは、月額利用料（固定）に、第6条に定めに従って納品された商品代金（従量）が加算された合計金額をいう。本サービス利用料金（利用者負担分、以下A）から本サービス利用料金（本集金箱およびそれに代替する電子決済等からの回収分、以下B）を差し引いた額（利用者負担分、以下C）を請求金額とする。但し、利用者と当社間において個別契約の締結があった場合はこの限りではない。
- 2 当社は、当月分の本サービス利用料金（C）にかかる請求書を、翌月第5営業日までに利用者に送付

する。利用者は、同請求書に基づき、本サービス利用料金（C）を翌月末日までに、当社が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。事前に利用者から相談を受け、当社がこれを承諾した場合は、この期日に限らない。なお、振込手数料は利用者の負担とする。

- 3 本サービス利用料金（A）とは、あらかじめ当社と利用者の取り決めにより算出された金額である。また、第12条に定める契約期間の間、毎月発生するものとする。
- 4 本サービス利用料金（B）については、第5条3項に定める方法もしくは電子決済などの手段により集金を行う。
- 5 サービス提供開始時期が月途中の場合も、通常通り本サービス利用料金（A）の金額利用者は支払う。
- 6 当社は、本サービス利用料金（B）及び、本サービス利用料金（C）の金額の根拠となる証憑を利用者に求められた際、即座に利用者へ開示するものとする。

#### 第8条（利用者の誓約）

- 1 本条に別に定める他、利用者は、以下に定める事項を誓約する。
  - (1) 利用者は、本商品がその性質上傷みが生じやすいものであることを認識し、本商品を消費するにあたり、その状態が食するに適切であるか否かについて、自身で判断することに努め、適切ではないものについては消費してはならない。
  - (2) 利用者は、本冷蔵冷凍庫などの機材を善良なる管理者の注意を持って管理し、長時間扉を開いた状態のままにする、電源を切る等の本商品の保管にとって不適切な行為をしてはならず、冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器の状態を責任をもって維持することに努めるものとする。利用者は、冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器を本商品の保管以外の用途で用いてはならない。
  - (3) 利用者は、本集金箱を善良なる管理者の注意を持って管理することに努め、本契約に定める用途以外には用いてはならない。
  - (4) 利用者は、本商品を消費する場合は、第5条1項に定める配送後、消費期限・賞味期限内に消費するものとする。なお、本号の誓約は、第(1)号の義務を免除するものではない。
  - (5) 前号にかかわらず、利用者は、冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器から出した本商品については、速やかに消費するものとし、自宅その他の場所に持ち帰る等してはならず、また本冷蔵冷凍庫などの機材に戻してはならないものとする。
  - (6) 利用者は、手を清潔な状態で、冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器または本商品に触れるものとする。
- 2 利用者は、前項各号に定める誓約を従業員等にも遵守するよう務めるものとし、従業員等による同誓約事項の違反は、当社は何ら責任を負わないものとする。

#### 第9条（当社による立入り）

本契約のその他の規定にかかわらず、当社従業員又は当社の指定する者は、冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器、本集金箱の状態を確認するため、又は本契約の履行に必要な範囲内で、本配送場所がある利用者の事務所等の敷地内に入り、必要な作業をすることができる。ただし、以下の1～3を遵守するものとする。

- 1 利用者の指定した空間的範囲を超えて利用者の施設を利用しないこと

- 2 利用者の施設内の一切の資産、物品（備品、技術書などを含むがこれに限らない）を無断で持ち出さないこと
- 3 利用者の施設に立ち入った際に知りえた一切の情報を第三者に知得させ、又は知得することができる状態に置かないこと

#### 第 10 条（責任の制限・通知等）

- 1 本サービスの利用者が傷み等の瑕疵が見られた商品を利用した場合の代替品の納品の可否については、第 5 条 4 項参照のこと。
- 2 従業員等その他第三者が、利用者又は当社に対して、本商品又は本サービスについてクレームその他の損害賠償請求をした場合、当社は問題解決に向け利用者に対し協力するものとする。利用者が当該クレーム等を受けた場合には、利用者は速やかに当社へ通知するものとする。
- 3 利用者は、少なくとも、本設置条件に従わないで設置された冷蔵冷凍庫などの機材及び什器に起因した損害（本冷蔵冷凍庫などの機材の転倒によるものを含むがこれに限らない）、冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器に利用者の帰責事由に基づく故障等が生じている場合において、利用者又は従業員等が本商品を消費したことによる損害（食中毒等の症状を含むがこれに限らない）、又は利用者が本規約を違反したことによる損害について、当社は問題解決に向け利用者に対し協力するが、当社に故意又は過失がない限り、当社は責任を負わないものとする。

#### 第 11 条（トライアル契約）

- 1 トライアル契約を結んだ利用者は、トライアル契約期間終了日から起算して 15 日前までに利用者から解約の意思表示がない場合は、自動的に本契約に移行するものとする。
- 2 トライアル契約の有効期間は、契約月から 3 か月間とする。トライアル期間の中途解約をする場合には、第 1 3 条を適用されるものとする。なお、利用者はトライアル契約申込み成立後 9 日以上経過した場合、申込みのキャンセルをすることはできないものとする。
- 3 本契約に移行することなくトライアル契約を終了する場合、利用者は冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器を梱包の上速やかに当社に返却しなければならない。なお、返却にかかる費用については利用者が負担するものとする。また、利用者の事情（オフィスの移転、リフォーム等）により冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器の移動に費用を要する場合も利用者が負担するものとする。

#### 第 12 条（本契約・有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約月から 1 年間とする。ただし、契約期間満了月の 2 か月前までに利用者から解約の意思表示がない場合は、本契約は自動的に 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。
- 2 上位プランへの変更は前月 20 日までの申し出により、翌月より変更可能とする。
- 3 下位プランへの変更は前月 20 日までの申し出により、翌月より変更可能とする。但し、現プランを一度解約し、新たなプランにて 1 年間の本契約を取り交わすものとする。その際の解約は、第 13 条は適用されないものとする。
- 4 利用者は本契約申込み成立後 9 日以上経過した場合、申込みのキャンセルはできないものとする。

### 第 13 条（中途解約）

利用者又は当社は、毎月末までに相手方当事者に対して事前通知をすることにより、翌月末をもって本契約を解約することができる。ただし、利用者は以下のキャンセル料を当社に支払うものとする。

「オフィスでやさい」のキャンセル料は月額利用料 × 契約残り月数、「オフィスでごはん」のキャンセル料についても月額利用料 × 契約残り月数とし、利用者は請求書に記載された期日までにこれを支払うものとする。

### 第 14 条（解除）

1 本利用規約のその他の条項にかかわらず、当社又は利用者は、相手方当事者が以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前通知した上で、本契約を解除することができる。契約解除においては冷蔵冷凍庫などの機材及び専用什器の返却にかかる費用は、当社が別途指定する方法により利用者が支払うものとする。但し、当社が以下の各号のいずれかに該当する場合には契約解除においてかかる費用の一切の負担を利用者は負わないものとする。

(1) 当社又は、利用者が本サービス利用申込書に記載した情報に虚偽があることが判明した場合

(2) 第 8 条に定める誓約に違反した場合

(3) 第 17 条（反社会的勢力排除）の規定に違反した場合

(4) 本サービス利用料金の支払いを 2 回以上遅滞又は履行しなかった場合

(5) 本設置条件を満たす場所に本冷蔵冷凍庫などの機材が設置されていない場合

(6) 破産手続、特別清算手続、民事再生手続、会社更生手続その他倒産手続の申立があった場合、又はそのおそれがあると合理的に疑われる場合

(7) 重要な財産について、仮差押え、仮処分、保全差押え、差押えの命令又は通知が發送されたとき

(8) 解散の決議があった場合、又は決議によらずして解散した場合

(9) 上記各号に定める義務の他、一方当事者が、本利用規約のいずれかの条項に違反し、相手方当事者がその是正を書面にて要求したにもかかわらず、30 日以内に是正されない場合

(10) その他、本契約を継続することが適当ではないと判断した場合

2 前項の定めに従って、本契約が解除された場合、利用者は全ての期限の利益を喪失し、その時点において発生している本サービス利用料金（請求書発行の有無を問わない。）を、直ちに全額支払わなければならない。

### 第 15 条（権利義務の譲渡禁止）

利用者及び当社は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位の全部もしくは一部を第三者に譲渡すること、これらの契約から生じる権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡することもしくは担保に供すること、又は本契約に基づく義務を第三者に引受けさせることはできない。

### 第 16 条（個人情報管理）

当社が入手する個人情報の取扱いについては、別紙に定める「個人情報取扱細則」に従う。

### 第 17 条（反社会的勢力の排除）

当社又は利用者は、それぞれ自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する「暴力団」、その関係団体若しくはこれらに準ずる者又はそれらの構成員等をいう）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、自らの主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。

#### 第 18 条（本利用規約の変更）

当社は、利用者に対して事前に通知することにより、本規約を変更することができるものとし、利用者は同変更に従うものとする。

#### 第 19 条（存続条項）

本契約が終了した場合であっても（終了の事由は問わない）、第 4 条 6 項、第 4 条の 2 第 4 項、第 10 条、第 14 条 2 項、第 15 条、第 17 条、第 20 条及び第 21 条の規定は、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

#### 第 20 条（準拠法・管轄）

- 1 本利用規約及び本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
- 2 本利用規約及び本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 21 条（誠実協議）

本利用規約に定めのない事項または疑義が生じた事項について、誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとする。

以上

改定日

2019 年 1 月 1 日



## 個人情報取扱細則

本サービスに関して、当社が取得する利用者の個人情報の取扱いについて、以下のとおり定めます。

### 1. 事業者の名称及び個人情報保護管理者

事業者：株式会社 KOMPEITO

個人情報保護管理者：株式会社 KOMPEITO 渡邊瞬

03-6419-7144

### 2. 個人情報の定義

本細則における「個人情報」とは、個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述または個人別に付された番号・記号その他の符号等個人を特定し得る情報をいいます。

### 3. 個人情報の利用目的

当社が取得した個人情報は、以下の目的のために利用します。

- (1) 本サービスの提供（申込受付処理は配送を含む）
- (2) 商品・サービス・キャンペーン・メールマガジン・広告等の各種ご案内やダイレクトメール・電子メールの送付又は配信
- (3) 業務上の必要な連絡（お問い合わせへの対応を含む）
- (4) その他上記利用目的に付随する目的

### 4. 個人情報の第三者提供について

当社は、法令において許容されている場合及び次項に定める場合の他、当社又は当社サービスに関するメールマガジンの配信を目的として、利用者のメールアドレスについて、電子メールその他の電磁的方法により、メールマガジンを含むメール配信サービス提供業者に対して提供することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。また、利用者の事前の同意を得ることで、本項に定める以外の目的で、個人情報を第三者に提供することができます。

### 5. 個人情報の取扱いの委託について

当社が取得した個人情報は、第 3 項に記載する利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先に取り扱わせることができるものとします。この場合、個人情報の管理について、当社が責任をもって対応します。

### 6. 開示対象個人情報の開示等及び問い合わせ窓口について

当社が取得した個人情報に関するお問い合わせ、開示、内容の訂正・追加又は削除、利用の停止・消去は、以下の担当宛に E メールによりご連絡いただければ、ご本人であることを確認の上、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき当社が当該請求に応じる必要があると判断した場合には、

個人情報の内容の訂正又は利用停止等（第 4 項に定める第三者への提供を含む）の適切な措置を取らせていただきます。

**【受付窓口】**

株式会社 KOMPEITO

OFFICE DE YASAI 窓口

Tel: 03-6419-7144

Email: weloveyasai@officedeyasai.jp

**7. 個人情報の安全管理措置について**

当社が取得した個人情報については、漏えい、滅失又はき損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。個人情報の漏えい等が発生し、またはその発生が疑われるときは、速やかに事実関係を調査するとともに、本人の住所、電話番号及び電子メールアドレスが不明である場合を除き、その事実を当該本人に対して通知するよう努めます。

**8. 個人が特定できない情報の取扱い**

当社は、収集した情報をもとに、本サービスの継続的改善・発展のための本サービス運営状況の把握・可視化の為、個人が特定できない方法・形式に加工した、本サービス利用傾向・利用者数・利用率の変化・利用者傾向その他本サービスの利用に関する資料を作成し、これを自ら利用し、又は顧客候補等の第三者に開示、提供させていただきます。